

## ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書(以下、「本契約」といいます。)は、別記に示す、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社(以下、「NTT-AT」といいます。)の使用期限付きのソフトウェアであるWinActor関連製品(以下、「本ソフトウェア」といいます。)をご使用いただくお客様(以下、「お客様」といいます。)とNTT-ATとの間の契約書です。お客様は、本契約が付属するライセンス証書を受領した上で、または本ソフトウェアのインストール時に本契約の内容を確認いただいた上で本ソフトウェアを使用開始された場合は、本ソフトウェアのライセンスの購入時、または評価ライセンスの申し込み時に、本契約の各条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。よって、以降は、返品および返金は一切受け付けません。本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。WinActorおよび本ソフトウェアの著作権、ならびにその他の知的財産権は、日本電信電話株式会社(以下、「NTT」といいます。)、およびNTT-ATに帰属しています。本ソフトウェア製品は、オブジェクトコードに限り使用を認められるものであり、本ソフトウェア製品にかかるソースコード、またはソースコードにかかる知的財産権を販売・譲渡するものではありません。

なお、本ソフトウェアには、NTTおよびNTT-ATが著作権を有しない第三者のプログラムが含まれます。お客様は、これらのプログラムを本ソフトウェアと切り離して単体で使用することはできず、また、単体を使用することを本契約で許諾するものではありません。

### 1. 定義

(1)「コンピューター」とは、本ソフトウェアを実行することのできるハードウェアシステム(物理的システムまたは仮想システム)を意味します。お客様が、物理的なコンピューター上に1台以上の仮想コンピューターを作成して本ソフトウェアを使用する場合、各仮想コンピューターおよび物理的コンピューターは、本契約の目的上、別個のコンピューターと見なされます。お客様は、物理的コンピューターであるか仮想コンピューターであるかにかかわらず、1台のコンピューター上で、本ソフトウェアを1式のみ使用することが許諾されます。お客様は、物理的であるか仮想であるかを問わず、複数のコンピューター上で本ソフトウェアを使用する場合、少なくとも同時稼働するコンピューター数にあわせて、本ソフトウェアを導入しなければなりません。

(2)「ライセンス」とは、本契約で許諾された範囲内において本ソフトウェアを使用することができる権利、即ち本ソフトウェアの「使用权」を意味します。

(3)「ライセンスキー」とは、ライセンスを許諾された場合に、本ソフトウェアに対して与えられる乱英数字コード等を意味します。ライセンスキーを本ソフトウェアに登録することにより、本ソフトウェアを使用することができます。1つのライセンス毎に1つのライセンスキーが与えられます。ただし、本契約で許諾された内容を変更・追加するライセンスを取得した場合、当該変更・追加ライセンスは本

ソフトウェアにおいて初めに与えられたライセンスと一体のものみなします。なお、コンピューターが同一か否かに関わらず、1つのライセンスキーを複製または複写する等の方法により、当社が許諾したライセンス数を超えて、本ソフトウェアを同時使用することはできません。

(4)「評価ライセンス」とは、本ソフトウェアのライセンス購入検討のため、一定の評価期間を上限としてお客様に許諾される本ソフトウェアの使用権を意味します。なお、評価ライセンスについても本契約の各条項は適用されますが、「3. その他の条件」(2)(3)(4)および(6)の定めはその対象外となります。

## 2. 使用条件

(1)NTT-ATから指示された手順以外の手順でインストールした場合、本ソフトウェアが正しく動作しない場合があります。

(2)お客様が、マニュアルまたはNTT-ATが指示する事項以外に、本ソフトウェアをインストールしたコンピューターのOSに関連する設定および各種サービスの起動・停止の設定を変更した場合、本ソフトウェアは正しく動作しないことがあります。

(3)本ソフトウェア中のNTT-ATまたはそのライセンサーおよびサプライヤーの知的財産権の表示を削除、改変、または覆い隠してはいけません。

(4)お客様は、本ソフトウェアに関して、第三者に対する再使用権の設定、譲渡、貸与、または占有の移転をしてはなりません。ただし、お客様は自己の責任において、本ソフトウェアをインストールしたコンピューターの運用あるいは保守のためにのみ、本ソフトウェアを第三者に使用させることができます。この場合、お客様は当該第三者に本契約と同一条件で使用させるものとし、当該第三者が本契約で規定した本ソフトウェアの使用条件に違反してNTT-ATに損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償する責を負うものとします。

(5)お客様は、本ソフトウェアを、武器または武器製造関連を目的として使用してはならず、かかる違反により生ずるいかなる問題に対しても、NTTおよびNTT-ATを一切免責させるものとします。

## 3. その他の条件

(1)お客様は、本ソフトウェアをバックアップする目的で、本ソフトウェアを1式に限り複製することができます。ただし、バックアップを目的とした複製物は、お客様の保有するものであるか、あるいは第三者の保有するものであるかを問わず、いかなるコンピューター上においても並行して使用されないことを条件とします。

(2)お客様は、本ソフトウェアをお客様がインストールしたコンピューターから他のコンピューターに移管すべく、本ソフトウェアのライセンスを購入いただいた販売店を通じて、ライセンスキーの再発行を依頼することができます。お客様は、当該移管に際し、本ソフトウェアを移管前のコンピューターからすべて消去しなくてはなりません。

(3)お客様が本ソフトウェアを、本ソフトウェアの旧バージョン製品(以下、「旧バージョン製品」といいます。)からのバージョンアップ、代替製品からの乗り換えとして使用される場合、お客様はNTT-

ATによって本ソフトウェアのバージョンアップ対象製品または代替乗り換え対象製品として指定されている製品のライセンスを正規に取得しているものとします。なお、旧バージョン製品におけるデータをコンバートする必要がある場合を除いては、旧バージョン製品を破棄(アンインストール)した後、本ソフトウェアをインストールし、本契約で許諾された範囲内でのみ本ソフトウェアを使用することができます。本ソフトウェアをバージョンアップとして使用された場合、旧バージョン製品のライセンスは自動的に消滅します。よって、旧バージョン製品のデータをコンバートする場合においても、本ソフトウェアをインストールした後、速やかにコンバート作業を行ない、コンバート作業終了次第速やかに、旧バージョン製品を破棄(アンインストール)しなければなりません。

(4)本契約は、お客様に対し、NTT-ATの商標、商号、サービスマーク、その他関連する権利の使用を許諾するものではありません。本契約で明記されていない権利については、NTT-ATに留保されます。

(5)本ソフトウェアのサポートサービスは、本ソフトウェアのライセンス購入先からお客様に対し、別途定める「WinActor サポートサービス規約」に従い、本ソフトウェアの使用期限まで提供されるものとします。お客様は、以後、新たな使用期限を定めたライセンスを購入することにより、本ソフトウェアのサポートサービスを継続利用できるものとします。なお、本契約に基づいて、NTTはお客様に対し、本ソフトウェアのサポートサービスを提供する義務を負うものではありません。(7)お客様に対する本ソフトウェアのライセンスは、別記1に示す「本ソフトウェア対象製品(一覧)」に示す製品に対するものであり、WinActorに対するライセンス数の追加または使用期間の延長を伴うものではありません。

#### 4. 本契約の解除および終了

(1)お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、NTT-ATは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。

(2)本契約が解除および終了となった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄し、コンピューターの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。

(3)本契約の解除および終了に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、NTTおよびNTT-ATは一切責任を負いません。

#### 5. 保証の制限

(1)NTTおよびNTT-ATは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアがお客様の選択した組合せにおいて正しく実行されること、あるいは本ソフトウェアの使用結果など、その他一切のことについてお客様およびお客様の顧客に対し、明示黙示の如何を問わず、なんら保証するものではありません。本ソフトウェアに瑕疵(いわゆるバグ、構造上の問題等を含む)が存していた場合にこれが修正されることの

いずれも保証いたしません。

(2)NTT-ATは本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

(3)NTT-ATの口頭または書面等による一切の情報または助言は、新たな保証を行なうものではなく、その他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

(4)NTT-ATは、本ソフトウェアの配給媒体(本ソフトウェアの記録媒体、ライセンスキー証明書、その他説明書等)に物理的な瑕疵がある場合、NTT-ATは交換により対応するものとします。お客様が納入日から5営業日以内にNTT-ATにご返送くだされば、無料で新しいものと交換いたします。ただし、欠陥がお客様の乱用、誤用により生じた場合は、交換はできません。このとき、提供される代替品はNTT-ATによって選択されるものとし、交換前のものと同一の内容であることの保証はいたしません。この場合、お客様は本ソフトウェアと、その購入を証するものの両方をNTT-ATに返却するものとします。また、NTT-ATは、お客様または第三者の故意あるいは過失による場合は、保証の責任を負わないものとします。

本ソフトウェアに関するNTT-ATの損害賠償責任は、契約責任、不法行為責任その他法律上の請求原因を問わず、お客様が当該損害の発生時からその1年前までに、本ソフトウェアについてお支払いいただいた代金の額を限度と致します。ただし、如何なる場合も、データの損失、不使用損害、逸失利益、付随的損害、間接的損害および懲罰的損害については賠償の責任を負わないものとします。本保証は、本ソフトウェアに関する法律上の瑕疵担保責任、債務不履行責任、不法行為責任を含むNTT-ATの保証責任の全てを規定したものとします。

## 6. 輸出管理

(1) お客様による自己使用のための一時的持ち出しの場合でも、本ソフトウェアを日本国輸出令別表第4及び第3の2に掲げる国に持ち出してはなりません。

(2)お客様は、前項の場合を含む本ソフトウェアの取り扱いにおいて、外国為替及び外国貿易法、その他国内外のすべての輸出関連法規を遵守しなければなりません。

(3)お客様は、本条項に違反したことにより発生するいかなる問題についてもお客様の責任と費用負担で対処し、NTT および NTT-AT を免責しなければなりません。また、当該違反により NTT および NTT-AT に生じた損害につき賠償しなければなりません。

## 7. 責任の制限

(1)お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害(データ滅失、コンピューターダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等)および危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。なお、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用には、本ソフトウェアの瑕疵を修正するための修正プログラムがNTT-ATより提供されなかったこと、または提供された場合にお

お客様がその修正プログラムを適用しなかったこともしくは適用したこと、NTT-ATがサービスを提供しなかったことまたは提供した場合にお客様がそれを利用しなかったこともしくは利用したこと等を含みます。

(2)いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、NTT、NTT-AT、本ソフトウェアの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、NTTおよびNTT-ATは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

## 8. 情報の守秘義務と不正使用の禁止

お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアに関する情報、ならびにライセンスキーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。また、お客様は自ら、または第三者をして以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1)本契約に定められた条件以外で、本ソフトウェアの全部または一部を複製すること。
- (2)本ソフトウェア、本ソフトウェアに関するマニュアル、リリースノート、その他ドキュメント等の全部または一部を改変、翻案すること。
- (3)本ソフトウェアを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする等の行為、またはこれらの行為により本ソフトウェアのソースコードを得ること。
- (4)NTT-ATの事前の書面による許可を得ること無く、本ソフトウェアの全部または一部を他のソフトウェアに組み込むこと。
- (5)本ソフトウェアの知的財産権に関する表示を削除、改変すること。
- (6)ライセンスキーを不正使用すること。
- (7)その他、NTT-ATが許諾した範囲を超えて、本ソフトウェアを使用すること。

## 9. 著作権等

- (1)WinActor、本ソフトウェア (HTML、GUIプログラム部分および各画面表示部分を含む一切)、WinActorに関するサンプルライブラリ、マニュアル、リリースノート、文書、図面、ドキュメント等に関する著作権、その他一切の知的財産権(以下、「本件知的財産権」といいます。)は、NTT、NTT-AT、および当該権利を留保する第三者に帰属します。
- (2)本件知的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様は本ソフトウェアおよび関連する文書、図面、ドキュメント等を、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、お客様が保有し管理する他の著作物と同様に扱わなければなりません。
- (3)本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報

コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

## 10. 個人情報等の取り扱い

NTT-AT の個人情報の取り扱いは、以下の規定に従います。

<http://www.ntt-at.co.jp/guide/individual/>

## 11. 準拠法および雑則

(1)本契約は、抵触法の原則に関わらず、日本国の法律を準拠法とします。

(2)本契約ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにお客様もNTT-ATも合意するものとします。

## 12. その他

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、NTT-ATによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によるのみ、変更することができます。また、本ソフトウェアの販売店がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響をあたえるものではありません。

## 13. 使用上の注意

本ソフトウェアを使用する場合、以下の点に注意の上ご使用ください。

(1)本ソフトウェアを通じた WinActor の自動実行中に、記録した操作と異なる操作となった場合は、直ちに WinActor を停止してください。

※タブを含むアプリケーション、コントロールの数や位置が動的に変化するアプリケーションは、WinActor が正しく操作できない可能性があります。

(2)本ソフトウェアを通じた WinActor の自動実行中に、ユーザーがキーボードやマウスの操作を行った場合、本ソフトウェアによる操作とユーザーによる操作が同時にシステムに入力されます。結果として予期せぬ動作、処理結果を引き起こす恐れがありますので、十分ご注意ください。

(3)WinActor は、自動操作対象のシステムに対して想定を超える速度でデータを入出力する可能性があります。このような場合、自動操作対象システムに多大な負荷をかける恐れがあります。自動操作シナリオの作成および実行時においては、ネットワーク、プログラム、ハードウェアの性能の範囲内でお使いください。

附則

2018年6月25日制定

2019年2月15日改定

2019年11月1日改定

2019年12月12日改定

(以上)

[別記1]

本ソフトウェア対象製品(一覧)

WinActor Floating License ADMIN (試用版を含む)

※上記製品のバージョンアップ版またはアップデート版を含む。